

令和2年度県立大師高等学校 不祥事ゼロプログラム

県立大師高等学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的にして、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

大師高等学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者は校長とし、副校長・教頭及び事務長がこれを補佐する。また、不祥事ゼロプログラムに係る担当総括教諭をはじめとする総括教諭は、校長及び副校長・教頭を補佐し、事務長を補助する。

2 目標及び行動計画（別紙参照）

3 検証及び評価

（1）年度途中の検証及び評価

2に規定する行動計画について、相応な時期に実施状況を確認し、評価を行う。未実施の場合には必要な補完措置を講じる。

（2）年度末における全体評価

年度途中の検証、およびそれに基づいて実施した補完措置や行動計画の修正などについて、実施状況を確認し、実施した行動等の最終検証と全体評価を行う。実施時期は、令和3年3月中旬とする。

（3）プログラム実施の総括

最終検証および全体評価を踏まえ、令和2年度不祥事ゼロプログラムの総括を行う。

（4）次年度計画の策定

令和2年度不祥事ゼロプログラムの総括をもとに、新たな目標設定を行い、令和3年度不祥事ゼロプログラムを策定する。

4 実施結果

3の（3）のプログラム実施の総括を踏まえ、「実施結果」をとりまとめ、学校ホームページ等で公開する。

5 事務局

プログラムの策定及び実行の具体的な手続きについては、企画会議（事故防止会議）がこれを行う。

* 目標及び行動計画

① 校務外非行防止に繋がる法令遵守意識の向上

目標	公務員としての自覚を持ち、行動には説明責任が伴うという意識の徹底を図る	
	行動計画	検証結果
	啓発資料を適宜活用するとともに、新聞等で事案が報告された場合は隨時取上げ、注意喚起を行っていく。また、職員相互がコミュニケーション力を高めることに努め、自覚は説明責任を持つことで証明できるという意識のより一層の醸成に努める。	

② 入学者選抜、成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱に係る事故防止

目標	慣れによる事故防止を徹底するため、マニュアル・手順書等の確認を怠らない。	
	行動計画	検証結果
	入学者選抜、成績処理、進路関係業務において、各自が全体の流れをしっかりと把握しリスクの軽減を図るとともに、必要最低限で最大の効果を得られるマニュアル等の開発に努める。	

③ 効果的なチェック体制に基づく業務執行体制の確保

目標	会議・打合せ等においてＩＣＴ機器等の利活用を進め効率化を図るとともに、適切な根拠資料に基づくチェック体制の充実を図る。	
	行動計画	検証結果
	ＩＣＴ機器等の利活用を促進させるとともに、マンパワーを必要とするバックアップ体制や業務連携に係る連絡調整も的確に行う。また、根拠資料を必ず明示する取組を充実させる。	

④ 体罰、不適切な指導の防止

目標	生徒一人ひとりの特性や置かれた状況を的確に判断し、生徒の立場を理解した指導・支援を行う。	
	行動計画	検証結果
	生徒の指導・支援には必ず複数の教員の目をもって当たる。また、組織として生徒理解を進めるため情報交換・情報共有をより綿密に行うとともに、外部関係者による研修等を通じて昨今の社会情勢について理解を深める。	

⑤ 生徒に対するわいせつ、セクハラ行為の防止

目標	生徒一人ひとりに対し教育者としての使命と自覚をもった言動をとり、社会通念を十分にわきまえた指導・支援を行う。	
	行動計画	検証結果
	生徒一人ひとりに対する日常の言動にも留意するとともに、生徒に対し隙を作らない、見せない立ち居振る舞いを心掛ける。また、生徒の指導・支援を行う際は、教員相互での情報交換や情報共有を必ず行う。	

⑥ 会計事務等の適正執行

目標	適切な私費徴収・執行事務を徹底する。	
	行動計画	検証結果
	担当者だけでなく全職員が、会計業務の仕組み・手順について理解を深めて行く。また、私費会計マニュアルを常に参照しながら業務に当たるとともに、ＩＣＴ機器等を利活用した迅速かつ効率的な処理方法の開発に努める。	

⑦ 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策

目標	文書管理や情報収集に係るルールを徹底し、不適切な取扱いや流失等の事故の未然防止を徹底する。	
	行動計画	検証結果
	昨年度強化された管理体制の維持・改善に努める。また、その前提として所定の手続きを疎かにしないことが各自のリスク軽減に繋がることをしっかりと自覚し確実に対応していく意識を持つ。	

⑧ 職場におけるハラスメント行為の防止

目標	常に相手との関係性を念頭に置き、自覚を持った言動を取るとともに、ハラスメント行為を許さない、見逃さない学校環境を整備する。	
	行動計画	検証結果
	ハラスメント行為の未然防止を図るため、機会に応じた情報提供や自己チェックを行っていく。	

⑨ 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転防止、交通法規の遵守

目標	交通法規の遵守の徹底を図る。	
	行動計画	検証結果
	事例の紹介・啓発ポスターの掲示などによる法令遵守の啓発はもとより、特に、余裕を持った行動が事故防止に繋がる点を職員相互の声掛け等により意識させていく。	